



# 日刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.6.6 No.3230

# 否認・不参は 事実無根 あまりにもデタラメ断じて処分を許すな

## 再度「否認」「不参」は

JR東は、三月十八日の十二時間繰り上げストライキに対する勤務証明を「否認」「不参」扱いとして強行してきた。

そもそも、「否認」「不参」とは無届及び承認を与えていない欠勤のことであって、規定的にも「『否認』とは無届で、『割り振られた労働時間の一部を欠勤する場合』及び承認を与えていないにもかかわらず『割り

## 事実は無根拠ではない

り振られた労働時間の一部を欠勤する場合』をいう」「『不参』とは、無届で『割り振られた労働時間の全てを欠いた日の欠勤及び承認を与えていないにもかかわらず、『割り振られた労働時間の全てを欠いた日の欠勤』をいう」とある。

すなわち、無届組合から当局へ、及び承認組合から組合へ、の有無が「否認・不参」証明の基準となるのである。

しからは、すでに明らかになっている通り、当日十時四十分には、「津田沼・千葉転の事態の善処がなされない場合は、十二時を期してストライキに突入する」旨の通知が本部から支社に行われており、支社の側も、「時間を貸してほしい」と回答。十一時四十分には、「(ストライキに突入しても)やむをえません」と答え、ストライキに対する承認を与えたのである。この時点で無届・不承認という口実は完

全に消滅してしまっただけである。そもそも、「不参」「否認」「ストライキとして認めない」と言うのであれば、当日のスト参加者に対し、業務指示なり、「ストライキとしては認めない」との通告がされていなければならぬはずである。しかし、そのようないことは、一切行われてはいない。

**俺たちは**  
千葉転  
土岐区長の  
人権侵害被害者の  
代表者として

JR東当局の動向は、「不参」「否認」を突破口にいつきに徹戒解雇を含む不当処分に出てこようとしている。だが、この間の組織をあげた反撃の闘い等々によって、現在のところ処分

は受けない、全て支社・本部門でやってもらおう」と、責任者すら出てこずに、ピケ要員に繰り返し語らせていたものが、支社でのスト通知以降、一転して、「スト通知を受けますからお願います、こちら(当局)からこちら(支社)に行ってもいい、来てもらってもいい、電話でもいい」と態度が変わり、区長・首席・助役が、全てのスト突入者について「〇〇仕業、〇〇時〇〇分から争議、勤務終了時までですね。通知時間は、〇〇時〇〇分」と再確認までしているのである。

それどころか、当日十二時以降の出勤者に対しては、本人が「〇〇時〇〇分出勤でこれから勤務なんだから職場に入れなさい」といっ

**敗けはない**  
不当処分  
組合員

を封じ込めているのである。われわれは、さらに反撃の闘い、とりわけ土岐反動区長弾劾闘争と固く結合させ総決起し、処分策動を粉砕しなければならぬ。六月決戦へ!